

政策資料

No.209

《復刊104号》
1984年2月1日

巻頭言

木 島 喜兵衛1

特集 1984年度 政府予算案について

- 1984年度（昭和59年度）予算編成についてのわが党の態度2
- 党首会談にあたって8
- 1984年度（昭和59年度）予算の政府決定にあたっての申し入れ9
- 1984年度（昭和59年度）予算大蔵原案について（談話）12
- 1984年度（昭和59年度）予算政府案について（談話）13
- 昭和59年度税制改正に対する提言14
- 政府税制調査会の「59年度税制改正に関する答申」について（談話）19

●各省庁に対する申し入れ	20
農林水産省	20
自治省	21
厚生省	22
労働省	24
大蔵省	25
文部省	27
建設省	28
運輸省	30
法務省	31
国土庁	32
科学技術庁	33
郵政省	35
●核積載米潜水艦寄港に関する談話	37

資料

日本社会党政策審議会



明治は生きている

木島 喜兵衛
政策審議会副会長

昨夕の閣議で決定した来年度予算について、今日（一月二十六日）の朝刊各紙の見出しが当然、軍事費突出、防衛優遇等の文字が踊っている。

そして国民の多くは、この道はいつか来た道を又も唱うことである。

この“いつか来た道”的過去と現在の分岐点は云うまでもなく敗戦時にあるが、その過去と現在にも多くの共通点を見ることが出来る。

幕末、黒船によって鎖国をとった日本が見たものは、黒船に直接見る近代的軍隊であり、産業社会における所詮近代であった。その帰結として当然に国是としての富

国強兵が生まれたと云える。もつと厳密に云えば強兵富國であったかも知れない。何故なら、黒船の威圧による屈辱の開港は、誇り高き武士階級出身の指導者たちをして、欧米先進国に追いつくことをこの国最高の目標とさせ、その先進国が植民地を持つことが必須の条件の如き状態にあり、黒船も

見たものは、民主主義の思想と体系であつた。そこから生まれた平和憲法を謳歌した国民が今、国民生活犠牲の上に立つ軍事費突出に対し静観の如き姿勢は何に起因するのであろうか、過去の強兵富國に対し、正しく富國強兵の道を辿りつつあるのだが、……

○ ○ ○
民主主義の基盤は教育にある、ことは植民地を領有することに始まると言えたとしても不思議ではない。そのために近代工業化が必要であったとすれば強兵富國が国是と云うべきかも知れない。

独裁政治は国民が愚かであることが統治に都合よく、反対に民主主義は一人一人が優れていることが条件であるから教育がその基盤となるし、選挙が前提の民主政治は、国民のレベル以上の政治は出来よう。

戦後、民主教育は確立したかに

みえたが、今もろくも崩れつつあり、又戦前復帰の教育改革が叫ばれている。
戦後の教育改革とは何か、民主教育とは何かを一口に云えば、教育を国家が独占し、支配していたものを国民に解放することであつた。教育を国家目的の遂行の手段として権力が支配していたものを、教育は本来、自分自身のものであり、教育が他の手段でなく、教育そのものが目的であるが故に教育をわが手にとり戻すことであつた。
だが国民の手にとり戻された筈の教育も、教育は上から与えられるものとしてしか認識していない国民に、民主教育を守り育てる知恵も力もなかつたのである。それは勿論、われわれの力をも含めてである。
国民の渴望と行動によつて闘いつたものでない教育改革は、改革に対する反改革を始めから、その芽をもつていたと云うべきかも知れない。

一九八四年度 政府予算案について

一九八四・一・一四

一九八四年度（昭和五九年度）予算編成についてのわが党の態度

日本社会党政策審議会

一、国民生活圧迫の政府の経済財政運営

を続けており、これでは対外経済摩擦の激化を招くことは避けられない。

(1) わが国経済は長期不況からの脱出、対外貿易摩擦の解消に加えて、巨額な赤字を抱えた財政の立て直しといった難題に直面している。これらの諸課題を解決するにあたっては輸出依存の経済体質を内需主導の成長経済に転換することが欠かせない。しかし、自民党政府の対応は内需拡大のための積極策をとることなく外需主導の景気回復

(2) 政府および財界は財政再建を第一義とする経済財政運営を続けており、しかも、行政改革による財政再建をはかるとして、賃金の抑制、大衆増税、福祉切り捨て等々、「行革デフレ」政策をとっている。このため、労働国民は実質所得の伸び悩み、税金の負担の増加等で生活を圧迫され、雇用の不安は高まり、中小零細事業者は経営基盤をおかされている。

(3) 政府が最重点課題としている財政再建も

二、来年度予算編成についての基本方針

わが党は、政府の国民生活犠牲の経済財政政策を転換し、国民生活の向上と、内外経済の均衡、財政再建に展望をもてる予算を編成することが必要と考える。したがって、来年度予算はつぎの方針の下に編成する。

(1) 軍拡と国民生活圧迫の予算とするところ、「生活安定、平和保障の経済財政改革」

の予算を編成する。

(2) そのためには、内需拡大の成長を図り、
「財政再建」にも展望のもてる予算としなければならない。したがって、超緊縮デフレ

型の予算でなく、五八年度当初予算比で五
%増の五二兆八、九八五・八億円の一般会
計予算規模を確保し、一般歳出も三%増の
予算を編成する。

(3) 「財政再建」は、特例国債依存から抜け
出すだけでなく、国債依存率の低下および
中央集権型財政構造の改革をはかることが
あり、それには中長期的な対応を必要とする。
「財政再建」にあたっては、国民生活の
安定と向上を原則におき、来年度は内需主
導の経済成長のため、特例国債の急減を避
けるとともに「建設国債」を活用する。

三、予算編成の緊急課題

(1) 大幅な所得減税の実施と賃金上昇で個人
消費の拡大をはかる。

- (2) ① 所得税および住民税の物価調整措置と
して、所得税一兆四、〇〇〇億円、住民
税五、〇〇〇億円の減税を行う。五二年
以降の物価上昇率にかんがみ、所得税・
住民税の課税最低限を夫婦子二人のサラ
リーマンの場合それぞれ二六〇万円、二
〇〇万円程度まで引き上げる。
- ② 所得税および住民税減税に必要な財源
は、酒税、物品税等の大衆増税によるこ
となく、つぎの方策で確保する。
- ③ 老人家庭とくに寝たきり老人、障害児
者、難病患者の日常介護にあたる家族の
出産、事故などに対し、現在の公的サ
ビス事業（ホームヘルパー制度）の充実
をはかるため、来年度は六、七一七人の
人員増をはかる。
- ④ 年金制度については、年金行政の一元
化、基本年金導入、年金と雇用の一体化
を原則にすえ、格差の是正、年金水準の
維持、無年金者の解消、婦人の年金権の
確立など改革をはかる。
- ⑤ 義務教育教科書の無償制度は引き続き
堅持する。「四〇人学級」など教職員定数
は、「概ね三年後見直す」の与野党合意に
基づいて措置する。私立学校に対する經
常費助成は削減せず、必要な助成を行な
うこと。育英奨学金の有利子化は行なわ
ない。また、公立学校施設整備費、公立
社会教育施設整備費（文化施設、図書館
等）の削減も行うべきでない。なお、マ
ンモス学校解消のための特別の措置を講
じること。

- (3) ① 医療保険改悪による健保給付率現行一
〇割の八割への引下げ、入院時の自己負
担、高額療養費自己負担限度額の引上げ、
中小企業対策を充実し、体質強化と經營

および国保国庫負担の引下げ等々による
弱い層への負担増をやめさせる。また、
社会福祉施設整備費の削減を行わない。

年金の月三万円への引き上げを行う。

② 各種年金のスライドの実施、老齢福
祉

安定をはかる。

① 中小企業の設備の近代化と投資の促進

のために投資減税を行う。

② 官公需の中小企業への発注割合を五〇

%にまで高める。

③ 信用力・担保力のせい弱なベンチャー

ビジネス（＝研究開発型企業）への融資

制度を充実する。

④ 生活関連等公共投資を拡充するために公

共事業関係費の今年度当初予算比三%増を

行うとともに福祉・教育関係施設整備費等

を増やして、公共投資の事業量二兆円相当

を増額する。

⑤ 地方への負担転嫁を防ぎ、財政自治をま

もる。

① 地方財政財源不足額の算定において

は、その根拠を明らかにしつつ地方独立

税源の保障、地方交付税法本則の規定に

よる総額の確保を基本として不足財源を

補てんする。

② 交付税特別会計借入金償還にかかるわ

利子負担については、国の責任で措置す

る。

⑥ 軍事大国化を選ばず、経済協力と文化立

国で世界の平和に貢献する。

① 武器輸出三原則、非核三原則を厳守し、

軍縮を進め、防衛関係費の増額をやめ、

今年度当初予算額（二兆七、五四二億円）

と同額とする。正面装備の新規分は認めない。なお、これによって後年度負担の新規分（一兆四、八八九億円）も計上されず、将来の防衛関係費の増加に大きな歯止めになる。五九中業の策定は行うべきでない。

② 右の防衛関係費の凍結にともなう「予算の節約分」は福祉・教育の充実および第三世界諸国との経済協力費と文化交流費にあてる。また、政府開発援助費はイデオロギー優先をやめるとともに経済協力開発機構の対G.N.P.比〇・七%の目標の早期達成をはかる。

③ 河川・湖沼等内水面の水質保全、空カソ、ビニール、プラスチック等散乱性廃棄物対策の確立、屎尿・下水・汚泥の有機肥料化の促進、等によって生活の質の向上をはかる。

④ 国民年金保険料の画一的負担や被用者保険における賃金等級頭打ち制を見直す。

⑤ 食品添加物及び残留農薬等の規制強化、

化、医療資材（医療用具、医薬品、検査機器等）の共同購入又は共同利用の促進等により医療費節減を図る。

⑥ 医薬品・医療機器等の医療資材の共同購入・共同利用をはかる。

⑦ 国家補償の原則による「原爆被爆者援護法」の制定をめざし、原爆被爆者対策を充実し、当面次ぎの通り改善をはかる。①原爆被爆者対策予算を大幅に増やす。②原爆被爆者関係諸手当を大幅に引き上げる。③すべての所得制限の撤廃をはること。

四、予算編成の重点課題

1 健康で安心して暮すための施策

(1) 医療給付水準を段階的に改善し、全面十割給付をめざす立場から、老人医療の自己負担の解消、健保家族及び国保の八割給付への改善をはかる。

(2) 各種生活サービス（とくに寝たきり老人、痴呆老人、心身障害者等の介護サービス）にかかる地域センター機能を整備する。

(3) 慢性病に効果ある生活療法の確立、地域への転換、薬価調査及び薬価基準の適正

2 のびのびとした教育のための施策

(1) 義務教育諸学校での教材費の公費負担をすすめる。

(2) 希望するすべての青年が高校で学べるように公立学校を増設する。そのため、公立高校の新增設（校用地取得を含む）の国庫補助制度の確立、地方債の拡充を行う。

(3) 国立学校の授業料の値上げは行わない。

(4) 教科書検定の強化となる教科書検定調査

官の増員を行わない。

(5) 主任制度・手当支給制度をやめるとともに教育研究団体への補助金、教員研修費などの官制研究費を削減する。

(6) 公立文教施設補助は一般補助金として抑制の対象とせず、また、図書館、文化会館、児童館、体育館、パーク、運動場など社会教育、文化、スポーツの公共施設を整備する。

3 婦人の地位と生活向上のための施策

(1) 雇用における男女平等を確保するために労働基準法の改正を行い、「男女雇用平等委員会」を中央・県に設ける。

(2) 全職種に選択・有給・原職復帰の原則にたつ育児休業法を制定する。

(3) パート等保護法を制定してパート労働者の労働条件の改善と雇用の安定をはかる。

3 婦人の地位と生活向上のための

(1) 雇用における男女平等を確保するために労働基準法の改正を行い、「男女雇用平等委員会」を中央・県に設ける。

(2) 全職種に選択・有給・原職復帰の原則にたつ育児休業法を制定する。

(3) パート等保護法を制定してパート労働者の労働条件の改善と雇用の安定をはかる。

4 技術革新時代の雇用安定のための

施策

(1) M E 技術革新が雇用、労働に及ぼす影響に関する実態調査・研究を拡充し、雇用・労働条件・労働安全衛生の確保に関する基本方針を確立する。また技術革新に対応した職業訓練制度の内容改善・拡充をはかる。

(2) M E 導入による解雇や配置転換等を制限する。

(3) M E 導入にともなう就業形態を大幅に規制する。

(4) 深夜・早朝労働など交代勤務・変則労働については大幅な時間短縮、適時の休憩時間を与えるなど就業形態を大幅に規制する。

(5) ソフトウェアや維持・管理部門の派遣労働者の不安定な労働条件を改善する。

(6) M E 技術の進歩にともない身体障害者の就業可能な職種の研究・開発をすすめ、雇用の増加をはかる。

(7) 労働基準法の改正により完全週休二日制・週四〇時間制を実現し、当面、年間総労働時間を二二〇〇〇時間以内に規制する。また年次有給休暇の完全消化と増加のため行政指導を強める。

(8) 六〇歳以上定年制を法制化し、高年齢雇用率達成を義務化し、身障者雇用率未達成企業への制裁を強める。

(9) 全国一律最低賃金制度の早期実現をはかるとともに地域最賃を引き上げる。

(10) 人事院勧告・仲裁裁定の完全実施に必要な公務員等の給与改善費を確保する。

(11) 雇用保険制度の改正にあたっては、制度の主旨をふまえ、国庫負担の削減、給付水

(2) 企業のM E 導入については、中・長期の計画と雇用計画の作成・公表を義務づける。

とともに労働組合との協議を義務づける。

(3) M E 導入にともなう解雇や配置転換等を制限する。

(4) 深夜・早朝労働など交代勤務・変則労働については大幅な時間短縮、適時の休憩時間を与えるなど就業形態を大幅に規制する。

(5) ソフトウェアや維持・管理部門の派遣労働者の不安定な労働条件を改善する。

(6) M E 技術の進歩にともない身体障害者の就業可能な職種の研究・開発をすすめ、雇用の増加をはかる。

(7) 労働基準法の改正により完全週休二日制・週四〇時間制を実現し、当面、年間総労働時間を二二〇〇〇時間以内に規制する。また年次有給休暇の完全消化と増加のため行政指導を強める。

(8) 六〇歳以上定年制を法制化し、高年齢雇用率達成を義務化し、身障者雇用率未達成企業への制裁を強める。

(9) 全国一律最低賃金制度の早期実現をはかるとともに地域最賃を引き上げる。

(10) 人事院勧告・仲裁裁定の完全実施に必要な公務員等の給与改善費を確保する。

(11) 雇用保険制度の改正にあたっては、制度の主旨をふまえ、国庫負担の削減、給付水

準・内容の引き下げ等を一方的に行わない。

5 中小事業者の生活安定のための

施策

(1) 政府系金融機関は、その目的に従い選別融資的行為を行わず、審査基準、担保評価、担保条件を緩和し、審査期間の改善をはかる。

(2) 信用補完制度の拡充をはかり、信用保証協会の保証限度額を引き上げるとともに保証料を引き下げる。

(3) 官公需適格組合制度を積極的に活用し、中小企業向官公需発注枠の増大をはかる(五〇%目標)。また、公共工事については、中小企業者に受注機会の増大及び随意契約制度の活用など特段に配慮する。

(4) 大規模小売店舗法の抜本的改正を行い、その間、出店の規制を強化する。

(5) 下請代金支払遅延防止法と下請振興法の抜本的見直しを行う。

(6) 小規模事業従業員共済組合法を制定し、小規模事業に働く労働者の退職金の保障と福祉厚生対策を強め、生活の安定をはかる。

(7) 第四期住宅建設五ヵ年計画の完全達成のため、公営住宅、公団賃貸住宅の建設戸数

6 生活優先への公共事業の転換のための施策

(1) M E 技術革新が雇用、労働に及ぼす影響に関する実態調査・研究を拡充し、雇用・労働条件・労働安全衛生の確保に関する基本方針を確立する。また技術革新に対応した職業訓練制度の内容改善・拡充をはかる。

(2) M E 導入による解雇や配置転換等を制限する。

(3) M E 導入にともなう就業形態を大幅に規制する。

(4) 深夜・早朝労働など交代勤務・変則労働については大幅な時間短縮、適時の休憩時間を与えるなど就業形態を大幅に規制する。

(5) ソフトウェアや維持・管理部門の派遣労働者の不安定な労働条件を改善する。

(6) M E 技術の進歩にともない身体障害者の就業可能な職種の研究・開発をすすめ、雇用の増加をはかる。

(7) 労働基準法の改正により完全週休二日制・週四〇時間制を実現し、当面、年間総労働時間を二二〇〇〇時間以内に規制する。また年次有給休暇の完全消化と増加のため行政指導を強める。

(8) 六〇歳以上定年制を法制化し、高年齢雇用率達成を義務化し、身障者雇用率未達成企業への制裁を強める。

(9) 全国一律最低賃金制度の早期実現をはかるとともに地域最賃を引き上げる。

(10) 人事院勧告・仲裁裁定の完全実施に必要な公務員等の給与改善費を確保する。

(11) 雇用保険制度の改正にあたっては、制度の主旨をふまえ、国庫負担の削減、給付水

及び予算については概算要求に上乗せするとともに、公庫の五一万戸融資枠の確保、既存住宅・住宅改良資金の貸付限度額の引き上げをはかる。

また、老人、母子、身障世帯等の公共住宅入居世帯、住宅ローン返済者に対して、家賃値上げ特別減免措置及びローン返済猶予制度の創設をはかる。

(2) 公共事業執行の適正化による効率的事業の推進のため、独禁法等法令遵守の徹底、中小建設業に対する発注優遇をはかるとともに、良好かつ円滑な都市開発事業の推進のため、宅地開発指導要綱をはじめとする開発規制の緩和は行わない。

(3) 地方道、バス交通対策、雪寒道路等の生

活道路、公共及び小規模下水道、特殊公園（運動、動物等）都市中小河川改修、急傾斜地対策等の推進をはかるとともに、大規模プロジェクトについては抑制する。

(4) 自治体等による公共用地確保のための財源確保に努めるとともに、土地取引きにおける届け出制、適正価格規制の強化等をはかり、公的評価制度の一元化を進める。土地譲渡所得課税の緩和は行わない。

(5) 水質保全、山森保護等を推進するとともに、環境を破壊するむつ小川原開発、志布志湾開発、筑波P4施設、住民が反対する流域下水道等の計画については中止する。

7 国民の足をまもるための施策

(1) 地方住民の生活に密着している地方バス、鉄道、離島交通の確保をはかる。

(2) 国鉄再建に関して、第一次、第二次の特定地方交通線の取扱いについては、国会審議の経過をふまえて慎重に対応すべきであり、関係自治体等の反対（意見等）を無視して、一方的な結論を導かない。

8 科学技術の振興をはかるための施策

(1) わが国の原子力施設は、実験室・研究室の段階にとどめるべきで、高速増殖炉、新型転換炉、ウラン濃縮施設、再処理施設等の建設をとりやめ、動燃事業団は事業を整理し、原子力研究所に統合する。

(2) ガン征圧等の医療技術の向上、化学物質安全性研究所の創設、労働・衛生研究所・産業安全研究所の拡充、公害追放技術の確立、無公害エネルギーの開発、地震・台風・豪雨・原発事故等からの防災対策を充実する。

(3) 原子力「むつ」については、新定係港の建設等をやめ、原船事業団を廃止する。

(4) 「自衛隊による利用は平和目的」であるなどという、「非軍事」の趣旨を歪曲した通信衛星「さくら2号」の防衛庁に対する利

用許可を即時白紙撤回し、宇宙開発事業團法第一条と国会決議とを厳守する。

9 国民食糧の安定確保のための施策

(1) 農産物の輸入自由化、枠拡大は絶対に行立するために、わが党が提案している「農業生産振興法案」「総合食糧管理条例法案」の趣旨を取り入れ、農業生産振興をはかるとともに総合食管制度を確立し、生産費所得補償による生産者価格を保障する。消費拡大のため消費者米・麦価の引上げは行わない。

同時に学校給食用米ならびに牛乳の助成は継続する。

(3) 水田利用再編第三期対策を根本的に見直し、備蓄米、エサ米など多用途米を含む生産体制を確立する。備蓄米は三ヵ年で三百万トンを積み増す。転作奨励金は削減することなく、現行どおりとする。

(4) 四年づきの冷災害救済のため、地方自治体の救農公共事業に対して国は重点的な財政分を行う。同時に負債解消のため抜本的対策を講ずる。

(5) 農用地の造成、田畠輪換を可能とする土地改良事業など全額国庫負担で通年施行し、関係農民の実施計画への参加と雇用の

保障を行うとともに農業基盤整備事業の充実をはかる。

(6) 山村振興と林業の発展のため地域林業振興対策を講ずるとともに林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善等の充実をはかる。

また、「林業振興基金」を創設し国内林業振興にあてる。国有林野事業の推進のため改善措置法に基づく改善計画を抜本的に改めるとともに組織機構の縮小廃止を行なう。

(7) 水産業の振興のため、既存漁場の確保、新漁場の開発、漁港の整備、価格保障、融資制度の改善、水産資源保護法による資源確保、朝鮮水域を漁場とする漁民の補償を行う。

10 地方の時代をきずくための施策

(1) 地方財政計画においては、自治体の財政需要を実態に即して積み上げ、都道府県、市町村に区分して策定する。また、交付税特別会計における国および地方の貸借関係を整理し、地方財政の計画的運営をはかるため、「地方財政整理資金特別会計」(仮称)を設ける。

(2) 地方交付税等については、国税収納整理資金特別会計から直接交付税特別会計に繰り入れる。財源不足の補てん措置としての起債振り替えは極力抑制し、振り替えた場

合には償還財源を保障する。また、地方債計画における政府資金割合を少くとも六〇%まで引上げる。

(3) 住民税においても利子・配当所得に対する総合課税を行い、法人税の税率引上げにともない、府県、市町村に対する法人課税

の配分割合いを変更しない。産業用電気税については、当面、原価に占める電気税の割合が一〇%以下のものについては、非課税措置を撤廃し、以後五年以内に全廃するとともに地方税における非課税措置を撤廃するとともに国の租税特別措置の地方へのはね返りを遮断する。

11 行財政を改革するための施策

(1) 税制改革にあたっては、つぎの課題について計画的対応をすすめる。

① 利子配当所得課税をはじめとした各種租税特別措置の抜本的整理、法人課税制度の見直し等を行つて制度の不公平をなくすとともに公正な税務行政を実現して税収を確保するとともに税に対する国民の信頼を得るようにする。

② 輸出課徴金、資産再評価税(含む土地再評価税)などの臨時税を設けるとともに特別会計を設置して、内需拡大のための新規事業の投資財源および国債償還財源にあてる。また地方債の自由化にとも

ない利子補給等を行つて、地域振興財源にもあてる。

(2) 特殊法人、特別会計の経理内容を洗い直して剩余金の吸収をはかるとともに各種補助金の整理改廃を行う。

(3) 行政の利権化構造を改善する。

補助金は教育・社会保障など全国的水準を確保しなければならないものを除いて、総合メニューハ化や一般財源化し、自治体の裁量によって活用できるようにする。人事の統制、縦割り行政をなくし、行政の民主的コントロールをはかるため、職員の共同決定システムの確立とともに、内部公表の自由と権利を保障し、情報公開制度の確立をはかる。

党首会談にあたつて

一、政治倫理等の確立について

政治倫理の確立については「総裁声明」で明らかにした「田中支配の排除」を国民にわかるよう実行すると同時に、国會議員の資産公開法の制定、企業献金の禁止を含む政治資金規正法の改正、情報公開法の創設、行政監察官制度の確立など具体的な施策を早急に実施すること。また、先きの最高裁判決にこたえ、議員定数の不均衡を是正するため、政府が積極的にイニシャチブを発揮すること。

一、外交姿勢について

「非核三原則」「武器輸出禁止三原則」を厳格に遵守することはもとより、軍事同盟に傾斜してきた外交姿勢を改め、全方位外交の立場にかえり、わが国が率先して、軍縮・平和の機運を創りだすため、具体的努力をつくすこと。このため、わが国の防衛費は当面、現状で凍結すること。

一、国民生活の安定について

減税と引きかえに大衆増税、各種公共料金の引き上げ・福祉水準の切り下げなどをすすめようとしているが、この政府の態度を改め、国民生活の安定向上を優先すること。

一、教育改革について

今日の教育荒廃の原因である偏差値中心の能力主義教育を改めることが急がれいるが、改革に当っては、政府の一方的な施策の押しつけでなく、教師・父母等の国民参加の民主的な方策を講ずること。学制改革の検討に当つては国家百年の計にかかるものとに進めるここと。

一九八四年一月一七日

以上

ある。国民食糧の安定確保のため、さきの国会で全会一致で決議した「食糧自給力強化決議」「農産物自由化、枠拡大反対決議」を尊重し、農産物自由化、枠拡大は行わず、農業再建、自給率向上をはかること。

一、来年度予算の編成について

来年度予算の編成に当つては、国民生活の向上と内外経済の均衡・財政再建に展望をもてる予算とすること。

別紙に示した基本方針に基づき、緊急課題、重点課題について実現のため努力すること。

日本社会党中央執行委員長
石橋政嗣

内閣総理大臣

自由民主党總裁

中曾根康弘 殿

一九八四年度（昭和五九年）予算の政府 決定にあたつての申し入れ

一九八四年度（昭和五九年）予算大蔵原案は、大衆増税、福祉切り下げ、軍備拡大による「国民生活犠牲、将来不安増幅」の予算であります。

わが党は先の党首会談において、わが党の「予算編成についての態度」を十分尊重するよう申し入れました。しかし、大蔵原案がこれを受け入れていなければ極めて遺憾であります。

政府は、わが党の申し入れを尊重するとともに、特に左記の緊急課題に基づいて政府案を策定するよう強く要求致します。

一、大幅な所得減税の実施と賃金上昇で個人消費の拡大をはかる。

(1) 所得税および住民税の物価調整措置として、所得税一兆四〇〇〇億円、住民税五〇〇〇億円の減税を行う。

(2) 所得税および住民税減税に必要な財源は、酒税、物品税等の大衆増税によるこ

となく、利子、配当所得の源泉徴収税率の引き上げ、有価証券取引税率の引き上げ、各種租税特別措置の抜本的整理、等々、不公平税制の是正によって確保する。

二、福祉・教育費の抑制と社会的に弱い者の負担増をやめる。

(1) 健保給付率現行一〇割の八割への引下げ、入院時の自己負担、高額療養費自己負担限度額の引上げ、および国保国庫負担の引下げ等々医療保険改悪による弱い層への負担増をやめさせる。

(2) 各種年金のスライドの実施（少くとも四・四%）、老齢福祉年金の月三万円への引き上げを行う。

(3) 「四〇人学級」など教職員定数は、「概ね三年後見直す」の与野党合意に基づいて措置する。私立学校に対する経常費成は削減せず、必要な助成を行なう。育

英奨学金の有利子化は行わない。また、公立学校施設整備費、公立社会教育施設整備費（文化施設、図書館等）の削減も行わない。なお、マンモス学校解消のための特別の措置を講じること。

三、中小企業対策を充実し、体质強化と経営安定をはかる。

(1) 官公需の中小企業への発注割合を五〇%にまで高める。

(2) 信用力・担保力のせい弱なベンチャービジネス（＝研究開発型企業）への融資制度を充実する。

四、生活関連等公共投資を拡充するために公

共事業関係費の今年度当初予算比三%増を行うとともに、福祉・教育関係施設整備費等を増やして、公共投資の事業量二兆円相当を増額する。

五、地方への負担転嫁を防ぎ、財政自治をまもる。

(1) 地方財政財源不足額の算定においては、その根柢を明らかにしつつ地方独立税源の保障、地方交付税法本則の規定による総額の確保を基本として不足財源を補てんする。

(2) 交付税特別会計借入金償還にかかる利子負担については、国の責任で措置する。

六、軍事大國化を選ばず、経済協力と文化立国で世界の平和に貢献する。

(1) 武器輸出三原則、非核三原則を厳守し、軍縮を進める。防衛関係費の増額をやめ、今年度当初予算額（二兆七、五四二億円）と同額とする。正面装備の新規分は認めるべきでない。

(2) 防衛関係費の凍結にともなう「予算の節約分」は福祉・教育の充実および第三世界諸国との経済協力費と文化交流費にあてる。また、政府開発援助費はイデオロギー優先をやるとともに経済協力開発機構の対G.N.P比〇・七%の目標の早期達成をはかる。

七、行政の利権化構造を改革する。
補助金は教育・社会保障など全国的水準を確保しなければならないものを除い、総合メニュー化や一般財源化し、自治体の裁量によって活用できるようにする。人事の統制、縦割り行政をなくし、行政の民主

的コントロールをはかるため、職員の共同決定システムの確立とともに、内部公表の自由と権利を保障し、情報公開制度の確立をはかる。

日本社会党政策審議会

会長 嶋崎 譲

自由民主党政務調査会
会長 藤尾正行 殿

小財源で実行できる施策について

日本社会党政策審議会

一、ホームヘルパー派遣事業の充実について

二、過大規模校の解消について

老人家庭とくに寝たきり老人、障害児者、難病患者の日常介護にあたる家族の出産、事故などに対し、現在の公的サービス事業（ホームヘルパー制度）の充実をはかるため、来年度は六六三〇人の人員増をはかる。このため二三億二〇〇〇万円を増額する。昭和五九年度必要経費は約二三億円である。

すべての児童・生徒にひとしくゆきとどいた教育を保障し、また「非行・暴力」を克服するために過大規模校を解消する。

面、少なくとも三一学級以上の過大規模校の分離を促進するため、用地取得等に対し

て人口急増市町村なみの国庫補助を行なう。昭和五九年度必要経費は約二三億円で

三、「みどりの利用、活性化資金」について

四、「公共住宅家賃特別減額制度」について

(森林利用、活性化総合特別対策事業)

都市生活者にみどりのやすらぎといいの場を提供し、みどりへの関心と参加をあげ、同時に山村地域の活性化、森林資源の積極的造成によってみどりの効用の拡大、充実をはかる。そのためつぎの項目を実施する。

①「いこいのみどり事業」(都市近郊林利

用対策事業)

都市の市民、老人、学校児童等のいこいやレクレーションのための都市近郊林、施設の造成等。

五〇億円

②「みどりの森林づくり」(森林機能拡充特別対策事業)

間伐促進(初回間伐必要林分の早期解消)及び国有林野の公益的機能等の充実。

③「山の村づくり」(山村地域林業の活性化特別事業)

新林業構造改善事業の地区指定の大、計画着工の促進、林業生産活動の手育成、確保、定住対策事業等の拡充

合計 一五〇億円

法律扶助事業は、法律上の扶助を要する者の権利を擁護することを目的として、資力の乏しい者に対する訴訟費用の立替、弁

護士の紹介および法律相談、あるいは法律に関する知識の普及などの事業を行っている。最近ではサラ金被害関係の扶助が増えており、また難民のための援助は急務とされている。

しかるに予算的な制約が厳しく、相談事例を制限せざるを得ないという事態を迎えている。よって、同事業に対する助成を強化し、かつ法律的基盤をつくつて運用を強化する。

昭和五八年度予算は八、四〇〇万円、昭和五九年度大蔵原案も八、四〇〇万円である。

これに対しても要求額は二億一、七〇〇万円である。

五、小規模事業従業員退職金等共済組合について

七、原子力船「むつ」の廃船処理について

これ以上の浪費をやめるため、「むつ」の新定係港建設と試運転の計画は中止し、予算は全面削除する。原子力船研究開発事業団の職員については、出向者は全員もの責任で職を保障する。当然大蔵原案の三二億三千万円は削除される。

一九八四年度（昭和五九年）予算 大蔵原案について（談話）

日本社会党政政策審議会
会長 嶋崎譲

一、一九八四年度（昭和五九年）予算大蔵

原案は、大衆増税、福祉切り下げ、軍備拡

大による「国民生活犠牲、将来不安増幅」

の予算案である。

一、石橋委員長は、総理との会談において、
わが党の「予算編成についての態度」を充
分尊重するよう申し入れた。しかし、大蔵
原案が、これを受け入れていないのは極め
て遺憾である。政府は、わが党の申し入れ
を尊重するとともに、特に以下の諸点に基
づいて政府案を策定するよう要求する。

一、国民生活のための経費を削る超緊縮予算
を根本的に改め、生活安定、社会資本充実
のための予算を確保し、内需拡大による經
済成長と貿易摩擦消をはかるべきであ
る。そのため、原子力船むつに見られるよ

うな予算のムダを省くとともに、財政再建
のための中長期的計画を明らかにすべきで
ある。

一、所得減税は、不十分な規模、中高所得層
優遇であり、財源も大衆増税により実質的
負担軽減とならず、国民の期待に反するも
のである。しかも、公共料金の値上げは、
家計を圧迫するだけでなく、インフレ再燃
の誘因になりかねない。これらの値上げは
中止または上げ幅を圧縮すべきである。

一、健康保険における本人一割負担（八六年
度から二割）入院時負担の拡大など、医療
保険制度の改悪は直ちに撤回するよう要求
する。高齢化社会をむかえ、社会保障を確
保・充実しなければならない時にこのよう
な後退を許すことはできない。年金の物価

スライド（少なくとも二年分四・四%）福
祉年金の三万円への引き上げ、老人、障害
者福祉の充実を行うことを重ねて求める。

一、軍事費の特別枠化と突出増額（五・一五
%）に強く反対する。防衛関係費を削減し、
前年と同額とし、新規の国庫債務負担行為
は停止すべきである。わが国は平和国家と
して、削減した軍事費を福祉・教育・対外
援助に向けるべきである。

一九八四年度（昭和五九年）予算政府案 について（談話）

日本社会党政審議会
会長 嶋崎譲

一、一九八四年度（昭和五九年）予算政府案

は、内需主導経済による生活向上、対外貿易摩擦の解消、赤字財政の立て直し等のための展望を明らかにすべきものであるにもかかわらず、大衆増税、福祉切り下げ、軍備拡大による「国民生活犠牲、将来不安増幅」の予算案となっている。

一、わが党は、党首会談、与野党政策責任者会談において、先の課題の解決の方途を示し、うる政府予算案とするよう求めてきたが、内需主導のための積極策は十分でなく、歳出削減による財政再建も国民生活の不安を高めるだけの超緊張予算としたにすぎず、生活向上に欠かせない社会的生活資本整備への配慮も足りない。その一方で、原子力船むづへのムダな予算支出は依然として認められている。

一、国民の切望する所得減税は物価調整措置としての規模にみたないうえに、中高所得層優遇であり、財源確保にも大衆増税を含めるなど税の所得再分配機能を低下させるにとどまらず逆所得再分配すら行おうとしている。加えて受益者負担強化を名としての各種の公共料金の値上げは低所得層の家計を圧迫し、さらに物価上昇の引き金になるおそれがある。それらは、税・財政の所得再分配機能に逆行する施策である。

一、高齢化社会をむかえるにあたって、年金、医療の社会保障の充実が求められているが、社会福祉の後退が著しい。健康保険の本人一割負担を軸にした医療保険制度の改悪が行われ、年金支給時期の改善があるとはいっても月額わずか二%程度の引き上げにとどまり、公営住宅等の住宅建設戸数も

減少し、老後生活を保障する予算ではない。

一、軍事費の四年連続の突出増額（六・五五%）は到底認められない。今年度比一八〇四億円の増額は一般歳出費目中最大であり、国民の納得は得られない。新規の国庫債務負担行為の増額が後年度の防衛関係費の膨張と財政硬直化を深めるのは必至である。防衛関係費を凍結し、平和国家として、世界軍縮の先導的役割を果たすべきであり、国際的責務は対外経済協力・文化交流の促進によって果たすべきである。

一、わが党は、所得減税額の上乗せと社会福祉政策の充実をはかる一方、軍事大国化を防ぐため、院内外の力を結集して、国民生活を犠牲にした軍事優先の政府案の修正、組み替えを求めていく。

昭和五九年度 税制改正に対する提言

国民税制調査会は、このたび、別紙の通り「昭和五九年度税制改正に対する提言」をとりまとめました。

当調査会は、関係各位が、税制改革の重要性を認識され、この提案を早急に実現するよう要望するとともに、政府は、速やかに、その実施をはかるよう要求します。

一九八四年一月十四日

委 員 事 務 局 長 代 表 委 員 制 調 查 會 本 井 本 田 川 野 島 藤 橋 橋 田 田 本 會 今 山 小 北 佐 高 高 鶴 和 山 守 正 俊 八 守 之 進 誠 雄 正 東 久 昭 深 人 雄

五十年度までは財政再建の実現される見込みはほぼなくなつた。しかし、それがなお中期的な課題であることはまちがいない。けれども財政再建を経常収支の均衡達成という単なる量的な問題にとどめてはならず、それが財政改革という質的な問題と密接不可分な関係にあることに注意しなければならない。そ

總論

(一) 財政再建と財政改革

若岡真細伊嶋佐脇
林村柄谷藤崎藤
清文栄治 祐信
太郎雄吉嘉茂譲次男

必要不可欠である。すでに第二次中曾根内閣も第二次臨調行政調査会の答申の線にそつて、歳出構造の見直しに着手している。けれども、すでにわれわれが『行政改革と税制政策』において批判を加えておいたように、第二臨調の考え方には大きな問題がある。したがつて内閣が現在進めようとしている歳出構造の改革にも、例えば防衛関係費の突出や医療保険に本人負担制度を導入しようとしていることなどにみられるように大きな問題があるといわなければならない。

(二) 税制改正は公平性の確保を第一に

今後の税制改正は公平性の確保を第一の目標にしなければならない。公平性の基準には同じ所得の人は同じ税負担という形での水平的公平と、高い所得の人は負担能力があるから低い所得の人よりも重い税負担という形での垂直的公平の二つがあるが、両者がともに確保されなければならないことはいうまでも

ない。特に、今後の低成長経済のもとで、所得水準の大きな増加が望めず、また所得分布の不平等化が進行するおそれのある時、この公平性の確保は重要である。

この公平性の基準から税制を考えた場合、個人所得課税が税体系の基幹的位置を占めるべきである。昨年一月に発表された政府税制調査会の中期答申は、一方で個人所得課税が税体系の基幹的位置を占めるべきであるとしながら、他方では、所得分布の平準化、消費の多様化、消費のサービス化が進み、また

歳出面を通ずる所得再分配が広範に行われるようになっていく状況のもとでは、間接税について、負担配分が累進的でないと理由で否定するのは必ずしも適当でないとし、大型間接税の導入を示唆している。

しかし、間接税が垂直的公平の基準を満していないこと、特にその負担が所得税、住民税を課税されていないような低所得の人びとも及んでいることを考えると、間接税の割合を大きく増加させるような税制改正、特に、大型間接税の導入は適当でないといわざるをえない。

(三) 一兆九千億円の所得減税を

個人所得課税が税体系の基幹を占めるべきであるとすれば、今後の税制改正の中心もそこで行われなければならない。なかでも、五一

年に引きあげられて以来、課税最低限がすえおかれていることは、この期間の消費者物価の上昇を考えると、実質増税が行われてきたことに等しいから、まず所得税、住民税の課税最低限の引きあげを実施する必要がある。また、この所得減税は民間の消費需要を拡大させることによって、軌道に乗りつつある景気回復を支えることにもなる。

政府税調でも課税最低限の引きあげを検討中で、伝えられるところではその引きあげ幅は二〇%のようである。しかし、この間の消費者物価上昇率二七%と比べてみた場合、二〇%では不充分であり、三〇%の引きあげが必要である。その所要財源は所得税で約一兆四千億円、住民税で約五千億円であるが、その財源措置については各論で述べることにする。

なお、政府税調では所得税の最低税率の引きあげ、最高税率の引き上げ、税率のきざみの数及び適用対象所得範囲の見直しが検討されているようであるが、その必要はない。というのも、それらはいずれも所得税負担の累進度を弱め、現在の垂直的公平をそこなうものだからである。

(四) クロヨン問題と税務行政の適正化

クロヨンとかトウゴウサンといわれる所得の種類によつて捕捉率が異なること

は、租税負担の水平的公平をそこなうものであるから、その是正は早急に行なわれなければならぬ。この問題は租税の水平的公平に関係するだけではない。というのも、現在、社会保障や住宅対策あるいは文教などの分野において、所得基準による受給制限や自己負担格差が設けられているが、その所得基準の判定に所得課税関係の資料が用いられており、もしそこで捕捉率に格差があるとなると、それらの施策面でも不公平が生じることになるからである。

こうした問題の解決には税務行政が適正におこなわれる必要があるが、そのためにはシヤウプ勧告が「税務行政を旨く執行する責任は政府の役人ならびにその雇庸者のみが負うべきではなく、賃金および給与の取得者、農業者と漁業者、小商工業者と会社の重役、自由職業者と投資家、要するに全国民にかかるものである」と述べていたことを想起する必要があろう。そして、全国民が税務行政の責任を分かちあう前提として、すでに(二)で述べた税制それ自体の公平性の確保が何よりも要請されるのである。

したがつて、クロヨン問題に対処するため記帳義務等だけをただちに法制化するといふことにどれだけの効果があるか疑問であるといわなければならない。むしろ、効果といふ点からすれば総収入申告制度の導入の方が

効果が大きいのではないかと考えられる。

(五) 中期的な税制改正のために

五九年度税制改正に関するわれわれの具体的提言は各論で述べるので、最後に、中期的な税制改正についてわれわれの考え方を簡単におこう。まず所得税関係では利子、配当の総合課税、キャピタルゲイン課税は、

垂直的公平の基準からして、絶対に必要である。また、水平的公平、垂直的公平の両者に

関係するものとしていわゆる少額貯蓄非課税制度の検討も必要である。貯蓄奨励が現在の経済政策として意味を持つかどうか、あるいは、一人元本一、四〇〇万円までの利子の非課税制度が、平均的な貯蓄額からすれば結局は高額所得者を優遇することになつてゐるのではないかなどの問題があるからである。また、所得税、住民税に自動物価調整制度を設けることも、これまでわれわれがくりかえし提言してきたことである。

企業課税関係については、法人に税負担能力があるという考え方を基礎に、累進税率の導入、受取配当不算入制度の廃止、また利潤の費用化といわれているような種々の制度の廃止を検討する必要がある。また法人事業税に外形標準課税を導入することも必要である。

所得配分に比べると資産配分が著しく不公平。

等化していることを考えると、現行の相続税、贈与税のあり方を資産配分を平等化する方向

で検討するとともに、富裕税の導入も必要である。

また、分権化をおしすすめるために、国と地方との間の税源配分を地方により多くなるよう、税制全体を改革する必要がある。

○

二、税制改正についての具体的提言

われわれは、来年度税制改正にあたつては税負担の不公平を是正することを最重点におき、つぎの事項について改革するよう求める。

(一) 一兆九千億円の所得減税の実施

所得税の課税最低限は五二年度に引き上げられて以降すえ置かれてきている。このため税制改正なき実質増税が進み、とりわけ給与所得者の税負担の増加はいちじるしい。不公平な負担をなくすために所得税および住民税の調整減税を行う必要がある。

(1) 所得税の調整減税措置

① 五二年度から制度的改正による調整減税措置が講じられてこなかつたことにかんがみ、その間の物価上昇率（五二年から五八年の間の消費者物価上昇率をとりあえず、二七%とする）に相応した課税

最低限の引き上げを行なう。

- ② 所得控除額は給与所得控除の最低保障額を七〇万円（現行五〇万円）とし、他の人的控除（基礎、配偶者、扶養控除）をそれぞれ三八万円（現行二九万円）とする。これに必要な財源は約一兆四、〇〇億円である。
- ③ 婦人パート労働者の賃金上昇に対処するため、配偶者の控除適用収入限度を一〇八万円とする。なお、内職所得につい

(参考) 所得税、住民税の課税最低限

(単位、万円)

	所 得 税		住 民 税	
	現 行	減 稅 後	現 行	減 稅 後
独 身 者	8 3.1	1 1 3.7	7 5.7 (7 7.0)	8 3.1
夫 婦 者	1 1 3.6	1 5 3.7	9 8.9 (1 1 3.0)	1 1 3.6
夫婦子1人	1 5 6.9	1 9 8.5	1 2 2.1 (1 5 0.0)	1 5 6.9
夫婦子2人	2 0 1.5	2 5 6.1	1 5 8.4 (1 8 8.5)	2 0 1.5

(注) 住民税の現行の()内は非課税限度額

ても配慮を行う。

(2) 住民税の減税

所得税調整減税との関係で基礎、配偶者、扶養の三控除をそれぞれ二九万円（現行二二万円）に引き上げる。なお、この減税に必要な財源は約五、〇〇〇億円と見込まれる。

(3) 所得税減税のための財源対策

所得税減税は不公平な負担を調整するための措置であり、その財源は不公平税制的是正によって確保することを基本とするが、あわせて担税力・負担のアンバランスの観点からの增收対策も必要である。

① 法人課税の適正化すなわち巨大企業と中小法人に対する同一法人税率の適用と

いう不合理をなくすとともに大法人中心に負担を高めるためには、法人税率に軽度の累進制を導入すること等が必要であるが、来年度においては、法人税率を二%引き上げる（六、〇〇〇億円の增收）。

② 利子所得、配当所得に対する課税を強化する（四、八〇〇億円の增收）。

一般源泉徴収税率、源泉分離選択税率をそれぞれ現行の二〇%、三五%から二五%、四〇%に引き上げる。
③ 有価証券取引税率を二倍に引き上げる
(三、一〇〇億円の增收)。

④ 現行所得税制のなかで、とりわけ不公

公平は正が求められているもののうち、つぎの二項目をたたず（一、六〇〇億円増収）。

① 医師の社会保険診療報酬課税の特例措置を廃止する（一、一八〇億円の増収）。

② 給与所得控除に頭打ち制度を復活する（控除限度額を二〇五万円とする）。

（四二〇億円の增收）。

(4) 住民税減税のための財源対策

住民税減税に必要な財源は、所得税減税財源としての税制改正とともに地方税へのハネ返りもあるが、独自の財源確保を

講じることが望ましい。

① 法人住民税の均等割を三倍に引き上げる（二、〇〇〇億円の增收）。

② 事業税の非課税措置をやめる。

現在、①社会保険診療報酬の所得計算の特例（五二二億円）、②新聞発行事業その他の事業に対する非課税（一三九億円）、③一般放送事業に対する非課税（一四八億円）が行われている。これらは不公平のは正の観点から廃止すべきである。

市町村税としての電気税については、
①非課税（一、一八〇億円）、②税率の特例（三一億円）の減免税措置がとられて

いる。これについて、電力料金のコストに占める比率が一〇%以下の事業についての非課税措置をやめること、また、税率の特例を廃止する。

④ 電気公社専売公社に対する固定資産税の特例措置―納付金の特例措置を廃止する（六〇〇億円の增收）。

⑤ 自動車運転免許税を新設する。

この新税は地方税としての収入の安定性、地域的均てん性をもつとともにサービス課税の面からも設けてもよい（一、八〇〇億円の增收）。

(二) 内需型経済への税制の活用

内需主導の経済への転換をはかるため、税制面でもつぎのような措置を行う必要がある。

(1) 一兆九千億円の所得減税を実施し、個人消費を拡大する。

(2) 住宅ローン控除を拡充し、住宅建設の増加をはかる。

(3) 中小零細企業のために投資減税を行う。

輸出課徴金制度を導入し、その収入は、

自然エネルギー開発、都市再開発等の投資財源にあてるとともに発展途上国に対する援助資金とする。

(5) 土地税制の緩和等（個人の土地譲渡所得課税の特例および法人等の土地譲渡益重課

制度における期間区分の十年を五年に短縮等)は税の不公平を拡大するだけ、土地問題の解決とならないことから反対する。

(三) 公正な税務行政の推進

不公平な税制を是正することも公正な税務の執行によって国民の税に対する不公平感を払拭することが求められている。

(1) 年収二、〇〇〇万円以上の所得者に課せられている「財産債務明細書」の提出義務を完全に履行させる。

(2) 中小事業者のための青色申告控除制度を廃止するとともに青色専従者給与についても不当な所得分散による税負担の回避を防止する。

(3) 記帳義務の導入および推計課税、挙証責任の整備等の申告納税制度の見直しについては、所得補捉率に関するデータの公開を行つたうえで納税者の立場を尊重して、慎重に対処する。

(4) 所得税の予定納税は申告納税制度における一種の事前的概算納付の制度であるのでこれについては延滞税を課さないことにする。

(5) 確定申告納税にあたつては「所得基準」

のほかに「総収入基準」を設ける。

(6) 大企業に対する税務調査を厳正に行い、使途不明金等に対する課税を徹底すると

もに追加的重課税率を設ける。また、公益法人に対する税務調査を的確に行う。

(7) 国税職員の増員および事務機械化・合理化をすすめ、実施調査率を高める。

(四) 税情報の公開と税務の民主化

国民の税に対する不信を解消し、抜本的な税制改革について国民的合意を得るには税に関する資料の提供と税務の民主化が欠かせない。

(1) 上場会社および政府出資法人、特殊法人

については法人税申告(更正等の分を含む)にあたつて所得の金額の計算に関する明細書を公表する。

(2) 所得階層別および業種別の直接税、間接税、国税、地方税別の負担状況を明らかにする。

(3) わが国における資産保有状況調査を実施し、実態を明らかにする。

(4) 申告納税制度の基本にのつとり、給与所得者にも申告権を制度的に保障するため、必要経費控除を認めた確定申告納税と年末調整との選択制度を創設する。

(5) 国税不服審判所の第三者性を強めるた

め、所管を国税庁から総理府に移す。

(6) 政府税制調査会の構成メンバーに勤労者、消費者、中小零細業者等の代表をふやし、一般国民の意見を反映させるとともに

審議と資料の公開をすすめる。

政府税制調査会の「五九年度税制改正に関する答申」について（談話）

日本社会党政審議会
会長 嶋崎譲

一、税制調査会の「五九年度税制改正に関する答申」は、自民党的税制改正を追認する

だけのもので、国民の期待する所得減税をはじめ、不公平税制の是正も不徹底な内容に終始し、税調の自主性もなければ、見識もなく、国民の税に対する不満を解消するものではない。

一、所得減税規模は物価調整措置としても十分でないうえ、減税対象も中高所得層におく不公平なものであり、しかも財源対策では、半分を酒税、物品税等の大衆増税でまかない、低所得層の実質的な税負担は何らの軽減効果も期待できない。減税規模の拡大とその財源は利子配当所得、有価証券取

得税等の金融資産関係の増税で確保でき、それは社会的公平にもかなうにもかかわらず、一顧だにしないのは不公平温存の姿勢のあらわれといわざるをえない。

一、税制は簡素で、国民に分かりやすいものでなければならないが、所得税、市町村民税の最低税率を一〇・五%、二・五%にして、法人基本税率一・三%引き上げといった政治的妥協の産物を容認するなど複雑な手直しを行つてゐるのは、税制改正にあたつての基本に反するものといわざるをえない。

一、税調は、国民的、専門家の見地から税制改正の方針を明らかにするのを本来の任務とするにもかかわらず、いまや大蔵省の隠

れミノから自民党的後追い答申の機関となつてゐる。我が党は、構成メンバーに勤労者、消費者等の代表をふやして一般国民の声を反映させるとともに審議の公開と資料の公表、答申時期のくりあげ等国民の信頼を得られるよう税調のあり方を改めさせていく。

各省庁に対する申し入れ

一九八四・一・一二

一九八四年度農林水産関係予算に 関する申し入れ

政府は昭和五九年度農林水産予算の編成に当っては、国の財政を重点的に農林水産業の再建と国民食糧の安定確保のための施策にふりむけ、農漁民が生産に意欲をもてるよう左記事項の重要性に留意した予算編成を行うよう強く申し入れる。

旨を取り入れ、農業生産振興をはかるとともに総合食管制度を確立し、生産費所得補償による生産者価格を保障すること。

また、国内農産物の消費拡大のため、消費者米・麦価の引上げは行わないこと。同時に、学校給食用米ならびに牛乳に対する助成は継続すること。

三、米の需給ひつ迫の状況から水田利用再編第三期対策を根本的に見直し、備蓄米・エサ米など多用途米を含む米の生産体制を確立すること。備蓄制度を確立し、三年で三百万トンを積み増すこと。
また、水田を有効に活用し、飼料穀物の

自給を向上させるため、生産者の強い要望であるエサ米を転作対象作物とし、同時に畜産と結合した地域複合経営を推進するための助成を行うこと。

また、転作奨励金は削減することなく、

現行通りとすること。

四、四年づき冷災害救済のため、農作物被

害の損害を完全に補てんすること。また、現金収入の道をはかるために、地方自治体の救農公共事業に対し国は重点的な財政

配分を行うこと。

五、農林漁業の経営安定のため、ぼう大な負債解消に抜本的対策を講ずること。

六、地域農業推進のため農用地の造成、田畠輪換を可能とする土地改良事業など全額国庫負担で通年施行し、関係農民の実施計画への参加と雇用の保障を行うとともに農業基盤整備事業の充実をはかること。

七、農業者年金制度については給付水準の改善とともに、主婦の年金加入、遺族年金の実現など抜本的改定をはかるとともに、

林業者、漁業者の年金制度を確立すること。

八、農林年金制度については、恩給及び他の共済制度に準ずる措置を講ずること。また

年金課税の諸控除額を更に引上げること。

九、山村振興と林業の発展をはかるため、山

村住民の要求を尊重して自主的な地域林業

振興対策を講ずるとともに林業労働者の雇用安定、労働条件の改善、労働災害対策の

充実、社会保障の拡充をはかること。また、

「林業振興基金」を創設し、国内林業振興にあること。

十、国有林野事業の推進のために、改善措置法に基づく改善計画を抜本的に再検討し、所要の法改正を行うとともに、林業政策遂行に不可欠な要員、営林署、事業所などの組織機構の縮小廃止を行わないこと。

十一、水産業は海外漁場の制約、入漁料の引

上げなどにより経営が悪化しているので、

既存漁場の確保、新漁場の開発、漁港の整備、水産物の価格保障、漁業融資の改善をはかり経営安定をはかること。

右、申し入れる。

一九八四年一月十二日

要請します。

記

一、地方財政対策について

イ、地方財政財源不足額の算定においては、その根拠を明らかにしつつ地方独立税源の保障、地方交付税法の本則の規定による総額の確保を基本として不足財源を補てんすること。

ロ、地方財政計画においては、自治体の財政需要を実態に即して積み上げ、都道府県、市町村に区分して策定すること。

ハ、交付税特別会計における国および地方の貸借関係を整理し、地方財政の計画的運営をはかるため、「地方財政整理資金特別会計」(仮称)を設けること。

二、地方交付税等について

イ、国税収納整理資金特別会計から直接交付税特別会計に繰り入れること。

ロ、交付税特別会計借入金償還にかかる利子負担については、国の責任で措置すること。

ハ、財源不足の補てん措置としての起債振り替えは極力抑制し、振り替えた場合には償還財源を保障すること。

ニ、地方債計画における政府資金割合を少く

公共事業および自治体単独事業の抑制にもかかわらず、地方財政の構造的危機は、ますます深まっています。この際政府においては、

地方財政の充実・強化に関する申し入れ

とも六〇%まで引上げること。

三、地方税制について

イ、個人住民税については、四千億円の減税を行うとともに、その代替財源としての最低税率の引上げ、自動車運転免許税の創設等住民の負担増をまねく増税は行わないこと。

ロ、住民税においても利子・配当所得に対する総合課税を行うこと。

ハ、法人税の税率引上げにともなって、府県、市町村に対する法人課税の配分割合を変更しないこと。また法人均等割の強化をはかること。

田川誠一 殿

ト、タバコ専売公社の改革にかかる地方タバコ消費税については存続し、かりにも譲与税等への転換は行わないこと。

一九八四年一月十三日

二、社会保険診療報酬課税の非課税措置の撤廃、公社資産（国鉄を除く）に対する特例措置は廃止すること。

一九八四年一月十四日

一九八四年度予算に関する厚生省への 申し入れ

五九年度予算編成に当たり、左記の事項を要望します。

一、生命保険料総額の対GNP比や個人貯蓄率が世界一であること、国際比較に耐えない

ホ、産業用電気税については、当面、原価に占める電気税の割合が一〇%以下のものについては、非課税措置を撤廃し、以後五年以内に全廃すること。

ヘ、事業税における放送、新聞等の関連事業に対する非課税措置の廃止など地方税における非課税措置を撤廃するとともに租税特別措置の地方へのね返りを遮断すること。

経過的な年金受給者が過半数を占めていることなどからみて、わが国の福祉は、すでに「自助努力」依存型になつていて、このため、生活の底支えとなる社会保障をめざし、次の諸点に留意されたい。

① 各種年金のスライドを凍結せず、諸手当を含め、引き上げを行うこと。四月遡及、毎月一回払いとすること。

② 老齢福祉年金（現行月二万五、〇〇〇円又は二万三、三〇〇円）は、昨年度の

物価上昇分プラスアルファーを上乗せし、来年度月三万円とすること。

③ 障害福祉年金（現行一級月額三万七、七〇〇円、二級二万五、一〇〇円）を拠出制国民年金の障害年金水準（最低保障月額現行四万六、九〇〇円）まで引き上げること。

④ 生活扶助基準については、少なくとも前年度物価上昇分程度の引き上げをはかるとともに、男女格差をなくすこと。

⑤ 年金制度改革に当つては、保険料大幅アップ、給付水準大幅ダウン、支給開始年齢くりのべなどは行わず、基本年金制度導入による一元化、年金と雇用の完全接続、二つ以上の制度から給付を受ける重複年金の規制、一定額以上の高額年金の頭打ち制度、応能負担の徹底などをはかること。

⑥ 児童手当制度を計画的に改善充実し、第一子よりの支給をはかること。

二、患者負担が軽いと医者にかかりすぎるようになるという、間違った考えに立つて、医療費の抑制、健保の改悪をはからうとしているのは、まことに遺憾である。どこかぐあいが悪いとき、ひどくならいうちに気軽に診てもらうことは、逆に経費節減となる。問題は、正当な技術評価がされず、薬剤や検査で収入をあげるしか他に方法がない現行のシステムが、慢性病などに対する医療の効果を妨げ、医者と患者・住民との信頼関係を損なっていることである。この見地に立つて、次の諸点に留意されたい。

① かかりつけの医師や保健婦を確保し、慢性病を日常生活の中で克服できるよう

② 医薬品や医療機器の開発、生産、流通、使用の全プロセスに入れるこ

とし、とくに医療資材（医薬品、医療機器等）について、都道府県単位で共同購入と共同利用を促進すること。

③ 成人病、慢性病に加えて病気ではないが調子が悪いといった「半健康」の状態、超過密とゆき過ぎた管理社会に起因する

「心の病い」に対応するため、健康をめざす地域社会へのくみかえプログラム策定を促進すること。

④ 以上の改革を先行させつつ給付水準の維持・改善を行なうとともに、退職者医療制度を確立すること。なお、国保の国庫負担を削減せず、当面、八割給付を実現すること。

⑤ 国公立医療機関及び保健所それぞれの固有の任務が充分に果されないまま、行政攻撃にさらされているため、各施設ごとに管理当局、現場職員及び利用者・住民の三者による定期協議の場を設け、機能強化にむけて日常不斷の努力が行なわれるようにしてること。

⑥ 患者の個人情報を収集する五三年度の精神衛生実態調査は中止することを前提として、精神神経科患者の社会復帰のためのニーズ調査を精神神経科医療や教育福祉関係者の知見調査を中心に行なうこと。

⑦ 難病・特定疾患対策の充実、研究費などの確保をはかること。

⑧ 都病院問題については、衆参両院各委員会答弁による処理を完全に行い、円滑に医療及び職員雇用の継続をはかるこ

と。
備し、タテ割り行政を地域で統合すべきである。とくに、保健医療、社会福祉、教育保育、社会保険、環境保全及び廃棄物処理などが、生活に密着した場で統合されるようになるとともに、このような努力のないまま無原則的に公的サービスの民間委託・下請化を進めることにハドメをかける必要がある。とくに、次の諸点に留意されたい。

① 保健所は、地域のヘルス・センターとして再建をはかり、保健婦の増員、自治体病院との提携等によって、モデル的なサービスを担い、健康と安全を求める住民のたまり場となれるようにする。

② 寝つきり又はこれに準じる重度の障害児者・難病患者の介護を制度化し、原則としてその全員に無料で必要に応じたサービス（介護者の派遣、ナーシング・ホームの利用など）を行なうこと。また、生活保護における他人介護料加算の普及・活用を図ること。

③ 養護、特別養護老人ホームの計画的整備を行うとともに、その利用者負担は、一人部屋及び二人部屋入居者に限ることとし、上限はすえ置き、下限は所得税課税限度額とすること。なお、二人部屋の場合は、一人部屋の負担額の二分の一にとどめること。

④ 保育所と幼稚園の制度を一元化して、

三、公的な生活サービスの地域中核機能を整

地域ごどもセンターとして再編成することをめざし、保育所は保育を希望する者すべてに開放すること。父母負担を軽減するとともに、二子以上の保育料の减免措置を全階層に拡大すること。保育所の障害児受け入れを拡大することとともに、卒園後小学校が受け入れるように文部行政に強く働きかけること。

四、その他の重要事項としては、原爆被爆者援護法の制定、民間の戦災犠牲者救済のための戦時災害援護法の制定を要求する。また、いわゆる痴呆老人対策の確立、食品添加物及び残留農薬の削減・規制と試験データの公開、空カン、ビニール、プラスチック等の有機肥料化の促進等に一段と努力されること。

一九八四年一月十四日

障害児受け入れを拡大することとともに、卒園後小学校が受け入れるように文部行政に強く働きかけること。

ク等散乱性廃棄物対策の確立、し尿、下水汚泥の有機肥料化の促進等に一段と努力されたい。

一九八四年一月十四日

も早急に実施しなければならない課題である。従つてわが党は、一九八四年度の労働省予算に関し、労働省が次のような諸政策の実現をはかるよう申し入れる。

記

日本社会党政策審議会
会長 嶋崎 譲
同 社会労働部会
部会長 森井 忠良

厚生大臣
渡部 恒三 殿

一、ME技術革新が雇用、労働に及ぼす影響に関する包括的な実態調査・研究を拡充し、雇用・労働内容・労働安全衛生の確保に関する中長期の展望に立った基本方針を確立する。また、技術革新に対応した職業訓練制度の内容改善・拡充をはかる。

二、企業のME導入については、中長期の計画と雇用計画の作成・公表を義務づけるとともに、労働組合との事前・事後協議を義務づける。

三、ME導入に伴なう解雇や配置転換を制限する。

四、深夜・早朝労働など交代勤務・変則労働については、大幅な時間短縮・適時の休憩時間付与など、就業形態を大幅に規制する。

五、ソフトウエアや維持・管理部門の派遣労働者の不安定な労働条件を改善する。

六、ME技術の進歩に伴ない身体障害者の就业可能な職種の研究・開発を進め、雇用の増加をはかる。

七、六〇歳以上定年制を法制化し、六五歳への定年延長をはかるとともに、中高齢者の

労働者の実質賃金・労働条件は、依然として劣位にあり、しかも失業も高水準にあって、「経済大国」の労働者像にはほど遠い。特に、マイクロエレクトロニクス（ME）を中心とする技術革新の進展は雇用・労働内容両面に

わたり労働者に深刻な影響を及ぼしつつあり、これに対する対策を早急に確立する必要があるほか、高齢化社会に対応する中高年齢者対策、雇用における男女差別の撤廃、膨大なパートタイマー等不安定雇用者の保護策等

一九八四年度労働省予算に関する申し入れ

雇入れ制限を禁止する。また、高齢者雇用率達成の義務化、身障者雇用率未達成企業への制裁措置強化をはかる。

八、男女雇用平等法を制定し、雇入れや解雇等における婦人差別をなくす。また、休業保障を伴なう育児休業制度を全職種に拡大する。

九、パート等保護法を制定し、臨時工、パートタイマーの労働条件を引き上げ、社外工の差別撤廃、身分保障をはかる。また、パートタイマーにも健康保険、雇用保険、厚生年金等への加入ができる制度を実現し、有給休暇をもうける。

十、労働基準法の改正により、完全週休二日制、週四〇時間労働を実現し、当面、年間総労働時間を二、〇〇〇時間以内に規制する。また、年次有給休暇の完全消化と增加のため、行政指導を強める。

十一、全国一律最低賃金法を制定し、全国一律最賃額は、前年度平均賃金の少なくとも五〇%とする。

十二、労働者が平等にその権利を享受できる有給教育訓練休暇制度の新設を進めることも、中高年齢者の活用しうる職業訓練施設、科目、訓練期間の実現と、定員の拡充、隨時入校制度の確立をはかる。

十三、労働災害と職業病の多い職種、事業について、十分な調査を実施して原因を解

明し、その減少をはかるとともに、発ガン性等、安全性に疑いがある物質については、作業環境からの追放を推進する。また、地震等天災をきっかけとする職場での災害も、原則として労災保険法を適用するよう改める。

十四、雇用保険制度の改正にあたっては、制度の主旨をふまえ、国庫負担の削減、給付水準・内容の引き下げ等を一方的に行わない。

十五、人事院勧告・仲裁裁定の完全実施に必要な公務員等の給与改善費を確保する。

十六、本四架橋によって影響を受ける労働者の雇用対策に万全を期する。

一九八四年一月十四日
日本社会党政策審議会
会長 嶋崎 譲

日本社会党社会労働部会
部会長 森井 忠良

労働大臣
坂本 三十次 殿

局、雇用保険課、婦人少年室など、府県単位機関の統廃合や、職業安定所の出張所、分室など地方支分部局の整理統合はさける。
十八、失対事業予算は削減せず、特に特定地域開発就労事業等を大幅に拡大する。
以上

一九八四年度税制改正等に関する 申し入れ

わが国経済の内需主導への転換と財政再建た政策運営が必要ですが、そこでは税制改正がきわめて重要な役割を果すことはいうまで

もありません。

したがつて、政府は、八四年度税制改正および財政再建問題に関して、左記の事項について、実現をはかるよう強く要請いたします。

記

一、大幅な所得減税の実施と内需喚起のため

1 所得税の物価調整措置として、夫婦子二人のサラリーマンの場合の課税最低限を二六〇万円（現行二〇一・五万円）程度まで引き上げるよう基礎控除・配偶者控除、扶養控除を引き上げること。

2 所得税の最低税率の引き上げは低所得者の負担を高める一方、最高税率の引き下げは総合課税の実現のない現状では高所得者の負担をいたずらに軽減するだけとなることから、いずれの措置も講じないこと。

3 パートタイマー・アルバイト主婦の控除対象配偶者等の所得限度額を一〇〇万円（現行七九万円）以上に引き上げるとともに内職者の所得も給与所得に準じて処理すること。

4 中小企業に対する投資減税を拡大し、中小企業の新技术導入、設備近代化のために税を活用すること。

二、不公平税制の是正と財源の確保のため

1 酒税・物品税の課税強化は消費者の負担の不公平を強めるとともに消費抑制となり、内需対策上からも望ましくないので行わないこと。

2 法人課税については、負担力の大きい企業の増税を基本に、法人税率の引き上げ、退職給与引当金、貸倒引当金の引当率の適正化等をはかること。

3 利子所得、配当所得の一般源泉徴収税率、源泉分離選択税率をそれぞれ5%引き上げること（現行は、二〇%と三五%）。

4 有価証券取引税率を二倍に引き上げること。

5 給与所得控除の頭打ち制度の復活、医師の社会保険診療報酬課税の特例措置の廃止など不公平税制を是正すること。

6 土地譲渡所得課税における長期・短期区分の年数短縮（十年を五年に）等、課税の緩和を行わないこと。

2 利子所得・配当所得の総合課税化、有価証券譲渡益等キャピタルゲイン課税、富裕税、資産再評価税等の新税、法人課税等々を含めた中期的税制改革及び今後の年金財政についての改革案を提示すること。

3 国債の発行・消化、償還等今後の国債管理政策を明示すること。

三、公平な税務行政と国民の信赖回復のため

1 高額所得者の申告書の公示限度額は現行の「所得基準」（二千万円）方式を持続し、基準額の引き上げ（千五百万円程度）をは

かることとし、「納税額基準」（一千万円）への変更は行わないこと。

2 大企業に対する税務調査を厳正に行うことによる税務調査の実調率を高め、公益法人に対する税務調査を的確に行うこと。

3 政府税制調査会委員の任期切れを契機に、構成メンバーに勤労者、消費者、中小零細事業者等の代表をふやし、一般国民の意見を反映させるとともに審議と資料の公開をすすめること。

四、財政再建に計画的に取り組むために

1 財政再建の中期的計画案を提示すること。

2 利子所得・配当所得の総合課税化、有価証券譲渡益等キャピタルゲイン課税、富裕税、資産再評価税等の新税、法人課税等々を含めた中期的税制改革及び今後の年金財政についての改革案を提示すること。

3 国債の発行・消化、償還等今後の国債管理政策を明示すること。

右の通り申し入れますとともに、誠意ある回答を求めます。

日本社会党政策審議会

大蔵部会長 戸田菊雄

大蔵大臣
竹下登殿

一九八四・一・一七

一九八四年度文部省予算編成についての申し入れ

父母・国民はいま、子どもの健かな成長を何よりもまして求めている。ところが「非行・暴力」に象徴される教育の荒廃はいつそう深刻となつてゐる。したがつて、人間性否定の「偏差値教育」の改革、受験地獄の解消をはかるとともに、すべての子ども、青年にゆきとどいた豊かな教育を保障するための諸条件の整備が要請されている。

しかしながら、この間政府の誤った「行革」方針によつて教育が切りすぎての対象とされたことは極めて問題である。八四年度予算の概算要求においても、軍事費だけが突出している反面、文教予算はマイナス・シーリン

んにかかわらず、これを堅持すること。

2 ゆきとどいた教育のための教職員定数改

善計画（「第五次教職員定数改善計画」）および「第四次高校定数改善計画」については抑制せず、「概ね三年後見直し」の国会決議、与野党合意に基づいて早期実現をはかるこ

と。

3 私立学校の教育諸条件の整備、父母負担の軽減をはかるため、私学助成費の削減は行なわず、経常費補助の大幅増額、授業料の軽減、施設、設備の充実など私学助成の拡充を行なうこと。

4 公立文教施設は教育条件の物的基礎であり、公共事業一般と同列に置いて一般補助金として抑制の対象としないこと。

5 国立学校の授業料については、八二年度に値上げされたばかりであり、値上げは行なわないこと。

6 育英奨学事業については、外部資金導入による有利子化など改悪を行なわず、むしろ制度の改善・充実をはかること。

7 乳幼児の「保育一元化」をめざし、行政の一元化、施設・設備の一元化など具体的検討を行なうこと。また、「公立幼稚園定数法」を実現すること。

8 教育費父母負担の軽減をはかるため、義務教育諸学校での教材費の公費負担をすすめること。

記

1 義務教育諸学校の教科書無償制度は、憲

法の「義務教育無償」精神に基いて行なわれているのであり、国の財政事情のいか

- 9 「非行・暴力」克服のためにも過大規模校の解消をはかること。そのため、分離の際の用地取得等に対し、特別の国庫補助をはかること。
- 10 児童・生徒急増地域における校舎の新增設については、国庫補助制度を抜本的に改善し、建築費、用地取得費とも補助率、単価、対象等の拡大をはかること。
- 11 希望するすべての青年が高校で学べるように公立高校を増設すること。そのため、公立高校の新增設（校用地取得を含む）の国庫補助制度の確立、地方債の拡充を行なうこと。
- 12 高等教育に対する国民のニーズに応えるため、国公立大学・大学院の整備を抑制せず、必要な拡充を行なうこと。また、欠員の補充、定員外職員の職員化をはかること。
- 13 学校給食費の公費負担をめざし、国庫補助を増やすこと。また、学校給食 給食センターの民間委託は行なわないこと。
- 14 学校災害補償制度の確立をはかること。
- 15 国際化に対応し、学術・文化の国際交流をいつそう促進すること。外国人留学生の受入れの拡大、諸条件の整備をはかるとともに、海外子女教育帰国子女教育の拡充をはかること。

申し入れ

一九八四年度建設省予算等に関する

一九八四・一・一九

日本社会党政策審議会
会長 嶋崎譲
文教部会長 木島喜兵衛
文部大臣 森喜朗殿

一九八四年一月一七日

右、申し入れる。

事研修「道徳教育充実のための校長等指導者研修中央講座」については、これを削除すること。
16 図書館、文化会館、児童館、体育館、ホール、運動場など社会教育、文化、スポーツの公共施設を整備し振興をはかること。

17 地方芸術文化活動のための民主的補助を強化し、また、創作活動を活発にするための芸術関係団体への助成を拡充すること。

18 教職員の要求に反する主任制度、手当支給制度を撤回し、ゆきとどいた教育実現のための諸条件整備に當ること。

19 中央・地方の教育研究団体に対する補助をはじめ、新採用・経年五年の教師を対象とする研修費の補助など、教育の国家統制に通じる官制研究費は大幅に削減すること。とりわけ概算要求で新規に計上されている「新任教務主任研修」「新任生徒指導主任」の民間委託は行なわないこと。

日本社会党は、現下の国民経済の実態にかかると、建設省におかれでは、左記の重点事項について実現されるよう強く要請い

政再建」に展望をもつ積極的予算とするべきであると考えます。

したがつて、建設省におかれでは、左記の重点事項について実現されるよう強く要請い

たします。

記

一、公共事業予算については、八三年度比三%程度の増額をはかること。同時に、その重点課題として、①地方財政の財源確保、②中小企業への発注優遇（発注額の五〇%以上）、③公共住宅、地方道、下水道、防災事業等への重点配分、を推進すること。

二、公共事業の契約適正化をはかるため、独禁法等法令遵守の建設省通達の徹底をはかり、業界等の安易な法制度改廃の動きをいましめるとともに、中小建設業の育成・振興に最大限の努力をはらうこと。

三、公共事業の立案、執行にあたつては、市町村及び関係住民の意志を尊重するとともに、地方自治体の宅地開発指導要綱、開発許可基準等に対する介入は行わぬこと。

四、「住宅保障法」の制定に努力するとともに、第四期住宅建設五カ年計画の完全達成をはかるため、公営住宅、公団賃貸住宅の建設戸数及び予算については、概算要求に更に上乗せすること。

五、住宅金融公庫融資については、個人住宅向融資三八万戸、住宅改良七万三千戸を確保するとともに、既存住宅・住宅改良貸付限度額については、各五〇万円程度の引上げに努めること。また、住宅改良資金の中

間払い、公庫貸付金返済長期延滞者に対する返済猶予制度の確立、年金あわせ融資の拡充の早急な実現をはかること。

六、公共住宅家賃の値上げに伴う、老人・母子・身障世帯に対する特別減免措置の制度化を早急にはかること。

また、昨年十月実施の公団住宅家賃値上げに対する特別減免措置について、生活保護住宅扶助限度額の制限を撤廃し、救済世帯が一千世帯程度となるよう措置すること。

七、第九次計画にもとづく道路整備事業については、財政状況にかんがみ、大規模プロジェクトを抑制し、市町村道、街路の前年度並み事業の確保に努めるとともに、バス交通、災害対策、雪寒道路、危険箇所改修に重点をおこすこと。

右、申し入れますとともに、誠意ある回答を求めます。

一九八四年一月一九日

日本社会党政策審議会
建設部会長 村田秀三

建設大臣
水野清殿

十、都市災害の防除のため、中小河川の改修事業、特殊建築物の防火避難施設整備事業等の推進に努めること。

十一、中小建設業の振興のため、特に、中小及び専門業者間の協同企業体及び適格協同組合への発注優遇措置を講ずること。また、木造在来工法住宅の技術向上及び普及のため、関係団体と協議し十分な予算措置を講ずること。

十二、都市災害の防除のため、中小河川の改修事業、特殊建築物の防火避難施設整備事業等の推進に努めること。

一九八四年度運輸省予算に関する申し入れ

体化の施策を推進すること。
六、陸・海・空にわたる交通施設について、
安全および環境保全のための総点検を計画的に行い必要な改善措置を行うこと。
以上

一九八四年一月一九日

昭和五九年度の運輸省関係予算編成については、現下の情勢にかんがみ、とくに左記の諸項目の実現について強く申し入れるものである。

記

と。

日本社会党政策審議会
運輸部会長 児玉末男

運輸大臣
細田吉蔵殿

一、国民の生活交通を確保するため、第八五

国会で決議された「地方陸上公共交通維持整備に関する件」の趣旨を尊重し、国鉄、私鉄、公営交通等の公共交通を系統的に整備するようわが党がこれまで提案してきた「地域交通整備法案」および「交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案」を制定すること。また、国鉄ローカル線や過疎バス、離島交通についての財政措置について一段と強化すること。

二、大都市における通勤輸送の緩和のため、線増や車両の改良その他の施設の改善をかるとともに共通乗車券の発行や施設の共同利用等輸送の調整を積極的に推進すること

四、国鉄、私鉄等の運賃・料金の値上げは、国民生活に大きな負担増を強いるので、運賃等に係わる「費用負担の原則」を確立することが先決であり、これがままの値上げを行わないこと。

五、道運輸送における輸送秩序を確立するため、第九八国会における「貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する決議」の具

一九八四年度法務関係予算に関する 申し入れ

国民の基本的人権の擁護と密接にかかわりを持つ法務予算について、左記事項に留意するよう、申し入れる。

記

一、法律扶助事業は、法律上の扶助を要する者の権利の擁護を目的とし、資力の乏しい者に対する訴訟費用の立替、弁護士の紹介、法律相談、法律に関する知識の普及など、幅広い業務を行なっている。しかし予算不足が深刻であり、激増するサラ金関係の扶助申込みに対して、現に生活保護を受けるもの、また破産事件について免責が見込まれるもの等の厳しい制限をつけざるを得なくなっている。

よって、法律扶助事業に対する補助金の増額をはかること。（昭和五八年度予算額、八、四〇〇万円のところ、要求額は二億一、七〇〇万円）

二、法務局の所掌業務である登記、供託、戸

籍、国籍、人権擁護などは、いずれも地域住民と深いかかわりを持ち、国民の権利と財産を守るうえで重要な役割を担っているが、人員不足が著しく、業務に支障を来している。また更生保護業務および出入国管理業務も業務の増大が著しく、人員不足を招いている。

よって、法務局、更生保護官署および出入国管理官署の職員について、増員をはかけること。

三、法務局等の老朽庁舎は、国民サービスの観点から改築に努めること。また転勤者用宿舎の増設にも努力すること。

四、保謹司、人権擁護委員の実費弁償金について、適正な増額をはかるとともに、内勤保護司制度は抜本的改善をはかること。

（法案および法務行政に関する）

五、「刑事施設法案」の再提出は見合わせる

政府は、先の国会で廃案となつた刑事施設法案および留置施設法案を、今国会に再提出する意思があると伝えられる。しかし両法案は、

(a) 行刑の目的とする「近代化・国際化・法律化」の要請を全く裏切るものである。

とくに代用監獄を恒久化させることにより、虚偽の自白を生み、今後とも多くの冤罪事件を発生させる惧れが強い。また弁護人等との接見交通権を大幅に制限したことは、被告人、被疑者の防禦権を著しく侵害するものであり、憲法、刑事訴訟法の本旨によるものである。処遇内容についても全体として人権尊重の立場を放棄して、刑事施設管理運営と秩序維持の立場を優先させており、時代の趨勢に逆行するものである。

(b) 法制審議会が法務大臣に答申した「監獄改正の骨子となる要綱」は、多くの問題点を含むもので、我々としては到底容認できないものであるが、本来、要綱を忠実に条文化するはずであつた刑事施設法案は、ほとんどすべての点で要綱からさえ後退し、あるいは逸脱している。また留置施設法案に至つてはそのような法案がつくられること 자체、法制審議会の結論からは出でてくる余地のないものである。両法案の提案は、法制審議会の答

申をさえ、全く無視した暴挙である。

(c) 本来は「監獄法改正」として提案され

たはずの両法案は、逆に現行法および現

行実務からさらに後退し、新たな人権制

限規定を数多く設けている。

(d) 政府は、司法制度の改正にあたり、在

野法曹と密接な連絡をとり、意見の調整

を図るよう努めるべきことが、法務委

員会において決議されているが、両法案

はこの趣旨に違反し、日本弁護士連合会

との話し合いを全く欠いたまま提案され

たものである。

法務省は、遅ればせながら日弁連との間で刑事施設法案・留置施設法案についての意見交換をすすめているが、その決着をみない以上、刑事施設法案は再提出すべきではない。

六、社会党が主張してきた左記法律案について、政府はその趣旨を尊重して、早急に改正に努めること。

(a) 国籍法改正案

(b) 最高裁判所裁判官国民審査法改正案

(c) 最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案

(d) 刑事訴訟法改正案（再審法改正案）

(e) 刑法改正案（汚職対策および尊属殺害罰規定等の削除）

(f) 利息制限法改正案

右、申し入れる。

一九八四年一月一九日

日本社会党法務部会長

稻葉誠一

法務大臣

住栄作 殿

一九八四年一月一九

一九八四年度国土庁予算等に関する 申し入れ

地域経済の停滞、国民生活の困窮など厳しい経済情勢下にあって、一九八四年度予算編成は、生活安定、平和保障を中心とした積極的予算をめざすべきと考えます。

したがって、国土庁におかれては、左記の重点項目について実現されるよう強く要請いたします。

一、地域経済の停滞にかんがみ、後進地域、過疎地域、豪雪地帯、離島などの振興事業については、前年度以上の事業量の確保に努力するとともに、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興特別措置法の補助対象事業、補助率の拡充等を趣旨とした強化改正を行うこと。

二、大都市圏における住宅難是正のため、良質低廉な宅地供給、都市再開発事業の推進に資するよう強力な土地対策を行うこと。

記

このため、当面、①地方自治体の公共用地

取得財源の確保、②土地取引きにおける届
け出制及び適正価格審査の強化、③公的評

価一元化にむけた地価公示制度の拡充、④

未利用地等の有効利用促進と土地譲渡所得

重課税制度の堅持、を推進すること。

三、「第四次全国総合開発計画」の調査、検討

にあたっては、地方自治体及び国民からの
意見の収集をはかる等、民主的な手続きに
のつとり進めるとともに、住民が反対して
いる、①むつ小川原石油基地開発、②志布
志湾開発、③筑波研究学園都市におけるP
4 施設建設、④長良川河口堰建設等につい
ては計画を中止すること。

四、水源地、河口、湖沼の水質保全及び都市・

工業・農業用水の循還利用の推進に努めるこ
ととともに、防災事業、地震予知体制の推進、

個人災害被害の救済措置の拡充に努めるこ
と。

同時に、国土保全事業としてナショナル
ル・トラスト運動などに対する助成措置を
講ずること。

五、東北開発株式会社関連会社の民営移管に
際する労働者の完全雇用保障、退職金支払
い、労働条件の維持について、関係労働組
合と十分協議のうえ、万全を期すること。

六、関西文化・学術・研究都市建設構想及び
関連構想の策定にあたっては、関係市町村

及び住民の意見の尊重に努めること。

右の通り申し入れますとともに、誠実な回
答を求めます。

一九八四年一月一九日

日本社会党政策審議会
建設部会長 村田秀三

国土庁長官 稲村佐近四郎 殿

一九八四年一月一九日

科学技術庁の政策と予算案に 關する申し入れ

政府の拙速な原子力開発偏重の科学技術政
策は次のような点で破綻を露呈しており、政
策と予算編成方針を根本的に変えねばならな
いことは明らかである。第一に、原子力船「む
づ」についてのかねてからの日本社会党の主
張がどんなに正しいかは、今や自民党議員に
も分るようになつてゐる。第二に、放射性廃
棄物の日本や海洋での安全な処分方法はあり
そうにない。第三に、原子炉壁や周辺主要配
管の中性子脆化が予測された以上に速く進行
し、地震国では特に危険である。第四に、肝
心の再処理施設は東海のパイロット・プラン
トでさえ稼動が不能となり、まして大型の実
用施設を建設することなど言語道断である。

第五に、アメリカでは軽水炉の建設と計画の中止があいつぎ、また高速増殖炉の開発には終止符が打たれた。第六に、発電設備は近年ますます大幅な過剰となり、昨年夏の最大電力消費日でも三八%もの過剰設備を有し、日本で原発建設はまったく不用になつており、原発設備をこれ以上ふやすことは、全発電設備の稼動率をさらに下げたり、償却が進んでせつかく安く発電できる火発等をスクランプ化せざるをえなくして、大変な浪費となるばかりでなく電気料金をさらに引上げる結果になる。

こうして「原子力については、まだ研究室や実験室の中から出でてはならない段階である」という社会党のかねてからの主張の正しさが歴然と証明されている事実に立つて、わが党は次のような方向転換を求めるものである。

記

- 一、軽水炉、新型転換炉、高速増殖炉、ウラン濃縮施設、再処理施設等は実験室・研究室の段階にとどめ、「原型」・「実証」・「商業」の名称のいかんを問わずこれ以上の建設を中止すること。
- 二、原子力船「むつ」の新定係港建設と試運転の計画は中止し、廃船処分とすること。
- 三、放射性廃棄物の海洋投棄計画は無条件に

中止し、陸上の大貯蔵センター計画や処分計画も中止すること。

四、広島・長崎の人々が三十八年前に被曝した中性子線量は意外に少なかつたことが、田島英三・原子力安全委員長代理も参加した日米共同研究によつて明らかになつたことなどにかんがみ、放射線被曝規制基準の緩和計画は白紙撤回するとともに、従事者と公衆の年間被曝規制値をそれぞれ十分の一に引き下げる。

五、企業等による住民の招待旅行や、自治体等に対する「協力金」、「補償金」、「寄付金」、特殊な「融資」など、事実上の買収的行為は即時止めさせること。

六、原子力施設設置の可否については、知事等の意見を聴いて中央で決めてしまう方式を改め、立地可能性調査に先行して、当該市町村及び隣接市町村の三分の二以上の賛成を要する住民投票の実施によるなど、直接民主主義的方式に改めること。

- 七、公開ヒアリングは、現行の形式的なものにかわって、公平で民主的なヒアリングを、前述の住民投票等の直接民主主義的な方法による決定に先だつて実施することに改めること。
- 八、原子力施設にかかる協定は、単なる紳士協定ではなく、法的に裏付けのあるものにするとともに、立地市町村だけでなく、イニシアチブをとること。

少なくとも当面十キロメートルにかかる市町村とも個別に協力を締結するものとすること。

防災計画のできているところでは、住民の参加した防災訓練を実施すること。

九、福井におけるプルサーマル計画は、商業炉で「燃料実証試験」という「試験・研究」を実施することになり、違法になるので中止すること。

十、「自衛隊による利用は平和目的」であるなどという、「非軍事」の趣旨を歪曲した通信衛星「さくら2号」の防衛庁に対する利用許可を即時白紙撤回し、宇宙開発事業団法第一条と国会決議とを厳守すること。

十一、通信衛星や放送衛星等を防衛庁に利用させたり、資源探査衛星をスパイ目的に利用させたりすることは絶対にないことを保障するまでは、今後の宇宙開発を凍結すること。

十二、ガン征圧等の医療技術の向上、化学物質安全性研究所の創設、労働衛生研究所・産業安全研究所の拡充、公害追放技術の確立、無公害エネルギーの開発、地震・台風・豪雨・原発事故等からの防災対策の向上など、勤労国民に不可欠な科学的研究には、国家予算を惜まず投入し、省庁の繩張り行政を改めて必要な研究体制を確立するよう

右、申し入れる。

一九八四年一月一九日

一九八四・一・二三

日本社会党
政策審議会長
嶋崎譲

科学技術部会長
小野明
科学技術政策委員長
関晴正

内閣総理大臣
中曾根康弘 殿

科学技術庁長官
岩動道行 殿

郵政省所管に関わる事項について、放送衛星、通信衛星、I.N.S、ニューメディアなど、いずれも将来展望が示されないまま高度情報化に向けた施策がすすめられていることは、きわめて問題がある。したがって、高度情報化に対応する基本政策を早急に明らかにし、国民のニーズに応えるそのあり方と具体化をはかつていくべきである。と同時に、一九八四年度予算編成及び施策のとりまとめにあたつて、左記事項の実現を期し、具体的措置を講ぜられるよう、改めて申し入れるものである。

記

一九八四年郵政省予算編成等に 關する申し入れ

- (一) 郵政三事業の運営にあたつては、なお一層国民サービスの向上に努めること。
- (二) 情報化時代の進展や、国民の多様なニーズに応え得る郵便事業の将来展望を明示す

るとともに、その具体化に積極的に取り組み、事業の安定、拡大に努めること。

(三) 郵便貯金制度は、預金者の利益をはかるため現行金利決定方式を守るとともに、預

金額制限の引上げ、シルバー預金制度の新設、貸付限度額の引上げを行ない、あわせて資金の直接運用についての具体的措置など、郵便貯金事業の基盤確立の諸方策を講ずること。

(四) 簡易生命保険、郵便年金制度については、国民のニーズに沿つて事業の経営、充実に

努めること。

(五) 労働時間短縮による週休二日制を早急に実施すること、また土曜休業問題についても時代の流れ逆行することのないよう対応すること。

(六) 労使関係の一層の安定化が必要であるとの認識にたち、具体的方策を確立すること。とくに雇用の安定確保、労働条件の改善を基本とし、かつ効率化、合理化施策の実施

にあたつては、労使交渉により円満に解決が図られるよう努めること。

(七) 職員に対する給与改訂に必要な原資を確保すること。

二、電気通信事業について

(一) 電電公社の改革については、拙速に結論を出すことなく、情報化の進展、公共性の確保、国民生活の福祉向上、先端技術の開発、国際化の動向など、電気通信の将来展望を十分に検討すること。改革にあたつては、とくに事業の民営化、分離、分割につながる立場をとることなく、当事者能力を発揮しうる新たな公的、かつ労働基本権が認められるなど、民主的な経営形態とすること。

(二) 臨時納付金制度によって、すでに電々公社は一九八四年度分一、二〇〇億円の前倒し納付を終えているにもかかわらず、さらに二千億円を上積みして取り立てることは断じて認めるべきではない。

(三) 収支差額については、電話料金の引き下げなど利用者、国民への還元、債務返還や高度情報化社会に応えうるインフラストラクチャー（社会的生産・生活基盤）充実のための投資にふり向けるとともに、関連労働者の努力にも配慮すること。

(四) 公共性の確保と、先端事業にふさわしい

要員を確保し、国民の多様なニーズに即応しつつサービスの向上に努めること。
(五) 職員に対する給与改訂に必要な原資を計上すること。

三、日本放送協会に関わる事項について

(一) 海外放送等、国が負担すべきものについては、十分な予算措置をとること。また、海外放送の設備の拡充に努めること。

右、申し入れる。

一九八四年一月二十三日

日本社会党政策審議会
通信部会長 片山甚市

郵政大臣
奥田敬和殿



核積載米潜水艦寄港に関する談話

戦略核ミサイルを積載した米海軍の通常型潜水艦が、横須賀港に寄港していたとする記述が、米海軍省が政府刊行物として出版した「米海軍軍艦事典」にあることが明らかになつた。

歴代自民党政府が「非核三原則」をじゅうりんしてきたことは、わが党が以前から指摘してきたところである。

日米安保条約のもとで「核かくし」のかたちで日本へ持ち込まれていることは、アメリカの核専門家や政治家によつても暴露されてきつてゐる。

このことは、昨年の防衛白書のなかで「わが国の防衛力は、日米安全保障条約に基づく米国の核抑止力を含む軍事力の存在とあいまつて……」と表現されていることからも明白である。

政府は、二枚舌を使わず、非核三原則を厳守し、米国との核持込みを許さず、核安保条約をなくすべきである。

わが党は、今後予想されるニュージャージーなどの核積載艦の寄港や核積載機の飛来などに反対し、核基地撤去や核兵器廃絶のたたかいを今後とも強力に展開し、国会においても糾弾のたたかいを進める。

一九八四年一月九日

日本社会党国民運動局長
上原康助

編集後記

一月末の雪で、慣れない都会はいろいろな事故も続発しました。

はじめに大雪(?)のふった翌朝、さざんかの木につもつた真白な雪と、花の紅、そして葉の深緑と、その対照は寒さの中にも生氣ありました。

路肩の雪がまだとけぬ此の頃、うす氷の川面の下、くらげが泳いでいました。春は、もうすぐです。

K.

政策資料編集委員会
委員長 嶋崎 譲
編集委員 細谷治嘉
藤田高敏
佐藤觀樹
岩垂壽喜男
山崎昇
山田謙
竹田四郎
遠藤隆次
福岡義登
寺田熊雄
沖崎利夫
小林高摩
片山甚市

岡田利春
湯山勇
井上普文
赤桐操
矢田部理

兼事務局長
会計監査

館林千里
渡辺博

寺田熊雄
沖崎利夫
小林高摩
片山甚市

「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五〇円
年間購読料 四二〇〇円(前納)		

ご送金は左記へお願ひいたします
郵便振替 東京8-180821
又は

普通 203888
大和銀行 衆議院支店
日本社会党政策審議会

昭和 50 年 10 月 9 日第三種郵便物認可
1984年 2 月 1 日発行
政策資料第 209 号
毎月 1 回 1 日発行

編集人 政策資料編集委員会
発行人 鳴 崎 譲
発 行 日本社会党政策審議会

〒100
東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
